

大阪府におけるスペシャル・トランスポート・サービスの運行実態に関する研究

近畿大学大学院 学生員 大塚祐司
近畿大学理工学部 正会員 三星昭宏
㈱アーバンコーポレーション 正会員 宇高 司

1. はじめに

21世紀の到来を迎えて我が国では、本格的な高齢社会を迎える。また障害者も年々増加している。高齢者や障害者が交通機関を利用する機会も増加しつつあり、これに対して交通環境の高齢化対応の重要性が高まっている。そこで既存の交通システムの改善などが必要であるが、現存の交通機関において高齢者・障害者また一部の健常者は、身体条件などにより交通機関の利用に困難を感じていることが多く、また障害によって利用することが不可能であるといった人が少なくないというのが現状である。

1970年代の後半、欧米各国において、スペシャル・トランスポート・サービス(STS)が発達した。これらはバス会社、タクシー会社を含む交通事業の一部を形成するようになってきた。これに対し我が国では、1970年代にボランティアと行政の厚生部局の取り組みから出発したが現在もこの延長線上というのが現実である。大阪府では現在、社会福祉協議会、民間団体により福祉移送サービス、タクシー会社により福祉タクシーの運行が行われている。

1998年に特定非営利活動促進法(NPO法)が成立し、2000年4月からの介護保険制度の実施、2001年までにすめられるタクシー業界の規制緩和といった流れの中で、STSをとりまく環境は大きく変わることが予想される。それを前にして、社会福祉協議会、民間団体、タクシー会社それぞれによって運行されているサービスの実態を把握する必要がある。本研究では、大阪府において運行サービスを実施している各団体の実態を調査し、問題点の整理・把握をおこない、STSシステムの確立をめざすことを目的とする。

2. 調査概要

大阪府下で福祉移送サービスを運行している社会福祉協議会、民間団体、及び福祉タクシーを運行しているタクシー会社を対象に平成9年10～11月、平成10年10～12月、平成12年10～11月にヒヤリング、郵送回収方式によりアンケート調査を行った。アンケートでは保有車両数、利用件数や収入・支出などの設問を設定した。アンケート回収数は社会福祉協議会が18票、民間団体が26票、タクシー会社が34票であった。

3. 運行実態の把握

表1は、各団体の利用件数、車両数の平均である。大阪府下では平均利用件数は福祉タクシーが最も多く、また運行している団体数も多く、福祉タクシーは大阪府の中心となっている。また大阪府の民間団体・社会福祉協議会については東京都に比べ遅れをとっていることがわかる。

次に、その福祉移送サービスが充実している東京都と比較しながら大阪府下の福祉移送サービスをみていく。まず、総収入額にしめる項目比率をみてる(図1)。大阪府の民間団体では収入の43%を運行料で占めており、次いで民間助成金24%、バザー等の自主努力19%であり、社会福祉協議会では収入の89%が民間助成金であった。これに対し東京都の民間団体では収入の39%を東京都地域振興基金が占めており、次いで運行料6%、行政補助15%であり、社会福祉協議会では収入の52%が行政補助、32%が運行料であった。これより、東京都では収入の6割以

表1 各団体の平均利用件数、平均車両数、団体数

	運行件数	車両数	団体数
タクシー会社	960件	1.4台	53
民間団体	707件	0.7台	45
社会福祉協議会	172件	1.4台	18
東京 民間団体	1960件	2.6台	53
東京 社協	1132件	1.6台	38

キーワード：STS, 高齢者・障害者

連絡先：東大阪市小若江3-4-1 :06-6730-5880(内線4271) FAX:06-6730-1320(土木事務室)

上を行政からの補助金により賄っており、それに対し大阪府の団体では、行政からの補助は収入の0.2%であった。

次に総支出額にしめる項目比率をみる(図2)。大阪府の民間団体では支出の41%をコーディネーター費と運転協力者費の人件費が占めており、次いで事務所運営費17%であった。社会福祉協議会では支出の71%が初期費用であり、人件費は2%であった。これは大阪府の社会福祉協議会は移送サービスを始めたばかりであるため、初期費用が大きな割合を占めたと思われる。これに対し東京都の民間団体では、支出の57%を人件費が占めており、次いで事務所運営費15%であり、社会福祉協議会では支出の52%が業者委託料、次いで人件費25%であった。

次に、社会福祉協議会・民間団体の福祉移送サービスの1利用当たりの支出額と利用件数の関係について東京都の団体と比較してみていく(図3)。大阪府の民間団体の1利用当たり平均支出額は8,186円、社会福祉協議会では5,431円であった。東京都の民間団体の1利用当たり平均支出額は11,845円、社協では5,098円であった。東京都、大阪府両地域で利用件数が増えると、1利用当たりの支出額の減少がみられ、大阪府の1利用当たりの支出額は東京都よりも1利用当たり約5,000円安いことがわかる。これは先に述べた行政からの補助の割合が大きな要因になっていると考えられる。大阪府の社会福祉協議会では人件費はほとんどなく民間団体も東京都と比較して人件費の割合は少ないことから、この5,000円の差は人件費の差と考えることができる。

4. まとめ

東京都の移送サービスの利用件数をみると大阪府の移送サービスには行政からの補助が必要であると考えられる。

東京都と大阪府の福祉移送サービスの1利用当たりの支出額の約5,000円の差は人件費の差と考えることができ、この人件費の差がサービスのレベルの差となり利用件数の差につながっていると思われる。つまり大阪府の移送サービスは行政からの補助などにより資金を確保できればサービスのレベルは東京都のレベルまで向上する。

資金を確保できれば利用件数増加につながる。利用件数が増加すれば1利用当たりの支出額が減少し人件費が減少するが同時にサービスのレベルは低下する。を考慮しても行政の補助などにより資金を確保できるならば少なくともサービスのレベルを落とすことなく利用件数を増加させることは可能であると考えられる。

現時点で大阪府の中心となっている福祉タクシーについての収入と支出については把握することができなかった。今後さらに利用件数を増加させるには、タクシー会社が福祉タクシー事業に人員をどれだけ割くことができるかが重要な要因であるので、福祉タクシー事業の収入と支出については把握する必要がある。また各市によって制度の異なるタクシーチケットについても福祉移送サービスでの利用も考慮し、見直していく必要があると思われる。

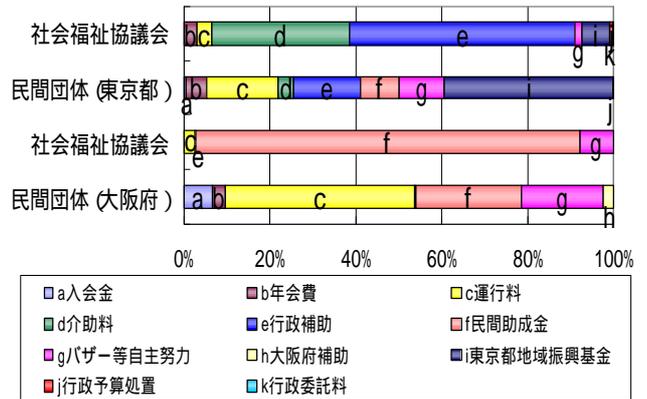


図1 総収入額にしめる項目比率

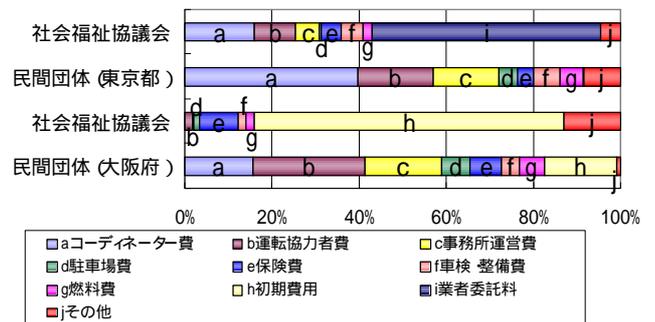


図2 総支出額にしめる項目比率

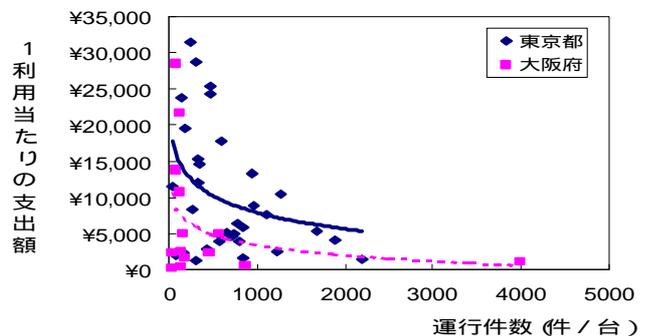


図3 1利用当たりの支出額と利用件数